

業務委託契約書（案）

- 1 件 名 令和8年度マイナンバーカード総合支援窓口及び相談対応コールセンター業務
- 2 業 務 内 容 別紙「香芝市マイナンバーカード総合支援窓口及び相談対応コールセンター業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う
- 3 履 行 期 間 契約締結日翌日から令和9年3月31日まで
- 4 履 行 場 所 発注者が指定する場所
- 5 契 約 金 額 金〇〇〇〇円（うち、費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）
- 6 契約保証金

上記の委託業務について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市 長 三 橋 和 史

受注者 〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

(総則)

第1条 香芝市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、業務完了後に代金を支払う。
- 3 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 発注者及び受注者は、この契約上知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。ただし、秘密情報には、次の各号に掲げる情報は含まないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報、又は開示後に開示を受けた当事者の責によらずに公知となった情報
 - (2) 開示の時点で既に開示を受けた当事者が保有していた情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (4) 開示された秘密情報に関係なく独自に開発した情報
- 2 発注者及び受注者は、相手方の事前承諾なくして秘密情報を第三者に漏えいし、又は開示し、若しくはこの契約の目的以外のために利用してはならない。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

(業務責任者)

第7条 受注者は、仕様書等の定めるところにより、業務責任者を選任しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、委託業務の履行を完了したときは、仕様書等の定めるところにより、履行状況に関する報告を、遅滞なく委託者に提出しなければならない。

(検査)

第9条 受注者は、業務を履行したときは、直ちに発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは発注者が仕様書等により契約代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に発注者に対して請求することができる。

- 2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請

求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

- 3 発注者は、前2項の規定により受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第11条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡し等自ら指定した方法による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が、履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(指定期日の延期等)

第13条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰すること

ができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることができる。

(履行遅滞における遅延利息等)

第14条 発注者は、前条第1項の規定による申出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、受注者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延違約金の支払いを請求することができる。

2 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

3 受注者は、発注者の責に帰する事由により、第10条第3項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、発注者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約内容の変更)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上契約内容を変更又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者がその責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（談合等不正行為による解除）

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。

- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

- 第20条 受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受注者の故意又は過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定は、第18条第2項、及び前条第2項の規定に準用する。
- 4 発注者は、前3条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しない。

（受注者の解除権）

- 第21条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。
- 2 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、発注者と協議の上この契約を解除することができる。
- (1) 第15条第1項の規定により、発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第15条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少するとき。
- 3 発注者は、前2項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（協議解除）

- 第22条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約解除等に伴う措置）

- 第23条 契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 発注者及び受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補足)

第26条 この契約条項に関して生じた疑義又はこの契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。